

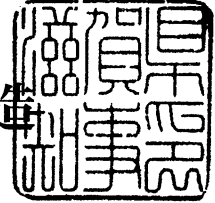


滋監第 75 号
令和 3年 2月 4日

(株) 向茂組

向 春美 様

滋賀県知事 三日月 大造



一般 建設業の許可について (通知)

令和 3年 1月 6日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可しました
ので、通知します。

記

許 可 番 号	滋賀県知事 許可(般-2) 第 41156 号
許可の有効期間	令和 3年 2月 8日から 令和 8年 2月 7日まで
建設業の種類	
管工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8年 1月 8日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)